

## 4.3 土壌汚染

### 4.3.1 土壌汚染

#### (1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における土壌汚染の状況等を調査し、工事中における土壌汚染の影響について、予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.3.1-1 に示すとおりである。

表 4.3.1-1 環境影響評価対象

区分	環境影響要因
工事中	工事の影響

#### (2) 現況調査

##### 1) 調査結果

###### (ア) 地歴の状況

計画地及びその周辺における空中写真は、図 4.3.1-1～図 4.3.1-4 に示すとおりである。

計画地の存在する箇所は、昭和 31 年 1 月に埋め立てが開始され、昭和 33 年 6 月に完了し現在の地形となっている。図 4.3.1-1 に昭和 31 年 3 月 10 日に撮影された空中写真を示した。ここでは、埋め立てが開始されている状況が確認できる。

図 4.3.1-2 は昭和 46 年 4 月 26 日に撮影された空中写真、図 4.3.1-3 は昭和 54 年 10 月 20 日、図 4.3.1-4 は令和元年 6 月 13 日に撮影された空中写真である。

計画地は、現在は撤去されている A S 樹脂（アクリロニトリルスチレン樹脂）を製造する施設が設置されていた箇所であるが、空中写真からは、これらの撮影時期を通じて、土地利用状況は大きく変わっていないことが確認できる。

また、川崎製造所全体では、ベンゼン（現在は使用中止）やシアンの取り扱い履歴があり、PCB の保管も行われているほか、ばい煙発生施設などダイオキシン類を排出する可能性のある施設も存在している。



凡 例

- 計画建物
- 計画地
- 川崎製造所

N

1:5,000

0 100 200 m

図 4.3.1-1

計画地及びその周辺の空中写真  
(昭和 31 年 3 月 10 日撮影)

出典：「空中写真」（令和 7 年 7 月閲覧、国土地理院）



凡 例

- 計画建物
- 計画地
- 川崎製造所

N

1:5,000

0 100 200 m

図 4.3.1-2

計画地及びその周辺の空中写真  
(昭和 46 年 4 月 26 日撮影)

出典：「空中写真」（令和 7 年 7 月閲覧、国土地理院）



凡 例

- 計画建物
- 計画地
- 川崎製造所

N

1:5,000

0 100 200 m

図 4.3.1-3

計画地及びその周辺の空中写真  
(昭和 54 年 10 月 20 日撮影)

出典:「空中写真」(令和 7 年 7 月閲覧、国土地理院)



凡 例

- 計画建物
- 計画地
- 川崎製造所

N

1:5,000

0 100 200 m

図 4.3.1-4

計画地及びその周辺の空中写真  
(令和元年 6 月 13 日撮影)

出典：「空中写真」（令和 7 年 7 月閲覧、国土地理院）

### (イ) 土壤汚染の状況

計画地は工場跡地であり、現状は主要な建物も撤去されている。よって、現在は土壤汚染の要因となる物質を取り扱う施設は存在しないものの、過去においては、アクリロニトリルスチレン樹脂を製造しており、この工程では副生成物としてのシアンが発生する工程を含んでいるほか、PCBの使用履歴がある施設も存在していた。

また、計画地には「土壤汚染対策法」に基づく指定区域は存在しないが、川崎製造所敷地内である夜光1丁目3番1号の一部は、形質変更時要届出区域に指定されている。

なお、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壤調査等の結果に基づく汚染区域は、計画地及び川崎製造所敷地内には存在しない。

表 4.3.1-2 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（令和7年7月8日現在）

自治体 指定 番号	区域の所在地 (地番表示)	指定年月日	区域の 概況	区域の 面積(m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない特定有害物質		
					含有量基準	溶出量基準	第二溶出量基準
指-112号	川崎区夜光1丁目3番1号の一部	R. 4. 3. 22	事業所の敷地	1,561.9	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物 シアン化合物	シアン化合物
指-124号	川崎区夜光1丁目3番1号の一部	R. 4. 10. 14 R. 5. 6. 15	事業所の敷地	2,266.31	鉛及びその化合物	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物	水銀及びその化合物

出典：川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和7年7月8日現在）川崎市

### (ウ) 地形・地質等の状況

計画地が位置する川崎市は、市域の北西部に広がる山坂の多い丘陵部、多摩川沿いに広がる低地部、臨海部の埋め立て地の大きく3つの地形に分かれている。

計画地及びその周辺は、川崎臨海部の埋立地等であり、標高が約1.0m～3.5mの比較的平坦な地形となっている。

計画地及びその周辺の地質は、「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省HP）によると、上から埋め立て地・盛土、第四世紀完新世沖積層（砂）、第四世紀完新世沖積層（粘土）、第四世紀更新世相模層群（砂）、第四世紀更新世相模層群（粘土）の順に堆積している。

### (3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。」と設定した。

### (4) 予測

#### 1) 予測項目

予測項目は、建設工事に伴う土壤汚染の影響の程度とした。

#### 2) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

#### 3) 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

#### 4) 予測方法

計画建物の工事計画の内容及び土壤汚染の状況に関する調査結果に基づき、計画地及びその周辺の環境に対する影響を予測した。

#### 5) 予測結果

本事業では、計画建物の建設に先立ち、土地の改変を行う部分において、土壤調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。その際に汚染土壤が確認された場合は、土壤汚染対策法等に基づき、運搬に際しては、搬出する汚染土壤の体積や運搬の方法など、必要事項を明記した汚染土壤の区域外搬出届出書を川崎市長に提出し、管理票により運搬受託者や処理受託者、処理の実施などを把握することで、適切に運搬処理されていることを確認するなど、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守するとともに、汚染土壤の処理に際しては、許可を得た汚染土壤処理業者に委託し、適正に処理する。

これらから、汚染土壤の適切な処理・処分を行うものと予測する。

#### (5) 環境保全のための措置

施設の建設に際して、汚染土壤が確認された場合には、その影響を回避・低減するために、以下のような措置を講じる計画である。

- ・計画地の場外に搬出する土壤は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬に際しては「汚染土壤の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守する。
- ・場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じる。
- ・場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壤処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・汚染土壤の搬出を行う場合はシートで被う等の運搬に関する基準を順守する。
- ・汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。

#### (6) 評価

本事業では、計画建物の建設に先立ち、土地を改変する部分について土壤調査を行い、その結果、汚染土壤が確認された場合は、土壤汚染対策法等に基づき、運搬に際しては「汚染土壤の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守するとともに、汚染土壤の処理に際しては、許可を得た汚染土壤処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土壤の適切な処理・処分を行うものと予測する。

さらに、汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講じることから、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないものと評価する。